

## 平成29年第4回岐阜県議会定例会における審議結果について

## 1 会期

平成29年9月21日(木)～10月13日(金) (23日間)

## 2 審議結果

次の議案が9月21日に提出され、教育警察委員会に付託された。

## ○議第80号

平成29年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係

※10月11日の教育警察委員会での審議を経て10月13日本会議で可決された。

## 3 一般質問・議案に対する質疑の状況

月 日	議員名	質 問 事 項
10月4日	佐藤 武彦 (自 民)	○本県の将来を支える人づくりについて ・教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針について ① 優先的に取組むべき事項とその取組状況について ② 市町村教育委員会における取組みの促進について ・教員の臨時的任用に対する課題認識と教育の質の確保について
	高木 貴行 (県 民)	○障がい者施策の推進について ・高校入試における障がい者への合理的配慮について ○特色ある学校づくりについて ・全県一区及び岐阜高校への単位制導入に対する意見について ・県外募集枠設定に係る取組みの現状と今後の見通し、並びに意見について ・10年後を見据えた高校の統廃合の検討について ・中高一貫教育の導入について ① 新たに中高一貫教育校を導入する可能性について

		<ul style="list-style-type: none"> <li>② 連携型中高一貫教育校の導入の成果と課題並びに定員について</li> <li>③ 併設型中高一貫教育校の導入検討状況について</li> <li>④ 過去に実施したアンケート調査の実施手法の検証について</li> </ul> <p>・大学入学共通テストへの対応や考え方について</p>
10月5日	澄川 寿之 (公明)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者雇用について</li> <li>・事業主としての県、教育委員会、警察本部における障がい者雇用の取組み等について</li> <li>② 教育委員会における今後の取組みについて</li> </ul> <p>○県立学校における帰宅困難時の児童生徒への対応と教職員等に必要な物資の確保について</p>
	伊藤 正博 (県民)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内中学校、高校におけるキャリア教育の充実について</li> </ul>
	渡辺 嘉山 (県民)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○郡上特別支援学校講師自死事案を受けた教育委員会事務局の体質改善について</li> </ul>
	国枝慎太郎 (自民)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PTAについて</li> <li>・PTAを取り巻く諸課題について</li> <li>① PTAのあり方及び活動内容について</li> <li>② PTA役員の活躍に対する認識について</li> </ul> <p>○日本語指導が必要な児童生徒への教育について</p>
	恩田 佳幸 (無所属)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立高校の活性化について</li> <li>・グループ2に属する高校の活性化の取組みについて</li> <li>・山県高校の活性化の方向性と今後の見通しについて</li> </ul>
10月6日	太田 維久 (県民)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○がん対策について</li> <li>・学校におけるがん教育の取組みについて</li> </ul> <p>○教職員の働き方改革と教育委員会のマネジメントについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方改革モデル事業の今後の展開について</li> <li>・郡上特別支援学校講師の公務災害認定事案に係る対応について</li> <li>① 重大事案が発生した場合の危機管理体制の改善について</li> <li>② 当該事案の第三者調査の進め方について</li> </ul>

	布俣 正也 (自 民)	○教員の多忙化問題について ・教育支援員の増員及び教員OBの活用について ・職員研修におけるテレビ会議システムの活用について ・教員の業務削減の取組みについて
--	----------------	--

○本県の将来を支える人づくりについて

・教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針について

①優先的に取組むべき事項とその取組み状況について

教育長答弁

教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針について、2点ご質問がありました。

はじめに、優先的に取組むべき事項とその取組み状況についてお答えします。

長時間勤務の解消については、まず正確な勤務時間の把握を最優先に考えております。このため9月19日から10月6日にかけて、県立学校を対象に休暇の取得や自宅での業務等も含めた勤務実態に関する抽出調査を行っているほか、休日を含めた新たな出退勤簿についても、10月1日から運用を開始したところです。

次に長時間勤務の大きな要因である部活動についても、外部人材の増員を優先的にこの9月議会でお諮りしているほか、部活動手当の引上げなども国の動向を見ながら検討しているところです。

またハラスメントなど勤務環境に関する相談や対応については、窓口を増設したほか、教員、行政双方の複合的な視点から早期対応を図るため対策会議を精力的に開催し、必要に応じて人事異動による対応を実施するなど、9月末までに58事案を取扱い、うち32事案を解決済みとしております。

これを皮切りに今後とも様々な手立てを講じ、長時間勤務の根絶に向けて、不断の取組みを推進していきます。

○本県の将来を支える人づくりについて

・教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針について

②市町村教育委員会における取組みの促進について

教育長答弁

次に、市町村教育委員会における取組みの促進についてお答えします。

小中学校教職員の服務・監督権を持つ市町村教育委員会に対しては、県立学校に準じた方向性をプランで示し、「正確な勤務時間の把握」、「時間外勤務が年720時間、月80時間を超える職員の把握と指導」、「部活動休養日の設定等」の3点を重点項目として確実な実行を促すとともに、学校現場での定着状況について実態を確認することとしております。

また、現在検討を進めている業務支援アシスタントや、部活動指導、学校安全などに関する外部人材の配置について、公立小中学校での活用も念頭に支援に努めていきます。

このほか、夏休みに年次休暇を取りやすくするための制度変更や、保護者の理解を促進するリーフレット、勤務時間縮減に関する優良事例集の作成などに

ついても、公立小中学校も対象に含めるなど、市町村教育委員会の取組みを最大限に後押しする方向で、推進していきたいと考えております。

### ○本県の将来を支える人づくりについて

#### ・教員の臨時的任用に対する課題認識と教育の質の確保について

#### 教育長答弁

続いて、教員の臨時的任用に対する課題認識と教育の質の確保についてお答えします。

小中学校の臨時的任用教員は、正規教員とほぼ同じ業務を担うことが多い一方、給与面では経験年数により正規教員との差が少しずつ広がり、本県では仮に10年を経過すると正規教員の約8割となります。こうした給与格差は課題であると認識しておりますが、業務内容をどうするのかという問題と合わせて、国や他県の動向も注視しながら対応を検討してまいります。

一方、教員数の面では、学級数の変動などの不確定要素に対応するため、一定規模の臨時的任用は必要であると考えております。しかしながら、過去に財政難の影響から正規教員の採用を手控えた時期があり、現在は必要規模を超えて臨時的に任用している状況です。

本来は可能な限り正規職員としていくべきであり、今後、450人規模の新規採用を継続するとともに、経験豊かな退職者を再任用することで、5年間で臨時的任用教員を200人程度減らしてまいりたいと考えております。

また、臨時的任用教員の指導力の向上についても、課題であると認識しておりますので、教員としての働き方や心構え、学級経営・教科指導の基礎などの研修を充実させてまいりたいと考えております。

○高木 貴行 議員（県民・多治見市）

10月4日（水）

### ○障がい者施策の推進について

#### ・高校入試における障がい者への合理的配慮について

#### 教育長答弁

高校入試における障がい者への合理的配慮についてお答えします。

障がいのある生徒に対する岐阜県立高等学校入学者選抜における対応については、これまでも、入学者選抜の公平性が損なわれない範囲で、個別に対応しており、本年3月に実施した平成29年度入学者選抜においては、計14件の対応を行いました。

受検上の配慮に関する課題としては、個々の生徒が希望する配慮などについて、高等学校に正確に伝える方法が確立されていなかったことが挙げられます。このため、来春実施する平成30年度入学者選抜においては、昨年4月に施行された障害者差別解消法の趣旨に鑑み、「受検上の配慮申請書」を高等学校入学者選抜要項の中に新たに様式として定めました。今後は、この「受検上の配

慮申請書」とともに、中学校等における日常的な配慮の内容や医師の診断書等を踏まえ、個々の受検生に対して適切に対応してまいります。

#### ○特色ある学校づくりについて

##### ・全県一区及び岐阜高校への単位制導入に対する意見について

#### 教育長答弁

年々議員を失望させているということで、私としても大変残念でございます。いつまでも尊敬していただけるように、きちんとお答えさせていただきたいと思います。

はじめに、全県一区及び岐阜高校への単位制導入に対する意見についてお答えします。

平成30年度入学者選抜における制度の変更については、県教育委員会から、全ての中学校長に対して、県内6地域で、丁寧に説明してまいりました。その際に出た意見の多くは、制度の変更自体に関するものではなく、制度変更の発表が例年よりも遅れたことに関するものでした。その後も、特段の意見は届いておりません。

また、先月、現中学3年生に対して行った進路希望調査によると、隣接学区を超えた志望者は県全体で数人であり、全県一区等による志望動向の変化はいまのところ大きくはないと認識しております。

中学校における進路指導が具体化する中での生徒の志望動向については、今後も注視し、市町村教育委員会と連携を図りながら、各生徒の志望に応じた適切な進路指導に取り組んでいきたいと考えております。

#### ○特色ある学校づくりについて

##### ・県外募集枠設定に係る取組みの現状と今後の見通し、並びに意見について

#### 教育長答弁

2点目、県外募集枠設定に係る取組みの現状と今後の見通し、並びに意見についてお答えします。

県外からの生徒募集に対する県民からの意見につきましては、今のところ、特段届いておりません。

この制度を県外在住者に周知するために、県教育委員会のホームページに掲載したほか、県外募集のリーフレットを作成して、移住定住に関するイベント会場において配布しております。

また、該当の各高校においても、県外からの中学生も参加する部活動の大会や発表会等で呼びかけたり、県外の中学校に職員が広報に出向くなど、周知に努めており、これまでに県外から出願に関する問い合わせがあった学校もございました。

今月末に県外募集の人数を発表いたしますが、その後、県外募集実施校の特

色などを、近隣県の教育委員会を通して広く情報発信することとしております。

なお、県外からの募集枠を広げるかどうかについては、平成30年度入試における入試実績や教育上の効果を検証した上で、その扱いについて検討していきたいと考えております。

#### ○特色ある学校づくりについて

##### ・10年後を見据えた高校の統廃合の検討について

#### 教育長答弁

3点目、10年後を見据えた高校の統廃合の検討についてお答えします。

小規模化の進行が急な高校については、平成29年3月に県教育委員会から発表した「県立高等学校の活性化に関する検討まとめ」において、「再編統合の必要性を検討するのではなく、高校の特性や地域の実情に応じた単独校としての活性化策を徹底的に議論し、実施していくことが必要である」としたところです。

今後10年間の中学校卒業生数は、4年後までに全体の約1割にあたる二千人程度減少するものの、その後の6年間は大きくは変化しない見込みです。そのため、県教育委員会としましては、まずは4年後を見据えて、現在ある県立高校の活性化策を検討し、実施していきます。

10年後以降については、更なる少子化が見込まれるため、現在取り組んでいる活性化策の成果も見極めながら、県立高校のあり方について改めて検討すべき時期が来るものと認識しております。

#### ○特色ある学校づくりについて

##### ・中高一貫教育の導入について

##### ① 新たに中高一貫教育校を導入する可能性について

#### 知事答弁

中高一貫教育校についてのお尋ねでございますが、この中高一貫の学校も含めまして、県立学校としてどのような学校を、どこに設置し、どのような教育を行うかについては、まずは教育委員会で判断されるべきことでございます。その上で、学校の設置や管理に必要な予算措置等を行うのが、知事の役割ということでございます。

ご指摘のテーマについての本県の基本的立場は、教育長がこれまでの答弁で意を尽くしておられるというふうに理解しております。

また、教育委員会内に設置されました県立高校活性化計画策定委員会からは、大学入試改革などが高校教育に与える影響も見据えつつ、県民ニーズの変化も確認しながら検討を続ける必要があるとの意見をいただいたことが報告されております。そのため、教育委員会としては、今後も引き続き検討をしていきたいというお考えでありまして、私としてもこれは十分理解できるところでご

ございます。

そこで、私自身としては、引き続き、この問題について、大いに関心をもってフォローしてまいります。今後、必要に応じて、総合教育会議において協議することも有り得るというふうを考えております。

○特色ある学校づくりについて

・中高一貫教育の導入について

②連携型中高一貫教育校の導入の成果と課題並びに定員について

教育長答弁

4点目、連携型中高一貫教育校の導入の成果と課題並びに定員についてお答えします。

連携型中高一貫教育は、平成16年度より揖斐川町と八百津町で、平成22年度より郡上市で、平成23年度より飛騨市で実施しております。

成果といたしましては、授業交流などを通して、連携高校の魅力が連携中学校に伝わり、連携高校への入学者数は、年度による変動はあるものの一定数を維持できております。

また、課題としては、地域の支えや協力を得て、その地域ならではの特色ある連携内容をさらに打ち出すこと、中学生や保護者等への広報を更に進めることなどが挙げられます。

連携中学校および高校では毎年、評価委員会を開催し、こうした成果や課題を検証し、教育内容のより一層の充実に努めているところです。

○特色ある学校づくりについて

・中高一貫教育の導入について

③併設型中高一貫教育校の導入検討状況について

教育長答弁

5点目、併設型中高一貫教育校の導入検討状況についてお答えします。

県教育委員会では、全国の先行事例について教育委員や事務局職員が視察に行くなど、継続的に情報収集しております。他県では、一定の成果を上げている学校もある一方、併設中学校以外の周辺の中学校からリーダー性のある生徒が抜けることや、周辺の中学校が小規模化することで学級経営等が困難な状況に至っているという事例もあると承知しております。

また、毎年、私立中学校への進学状況について調査することで、併設型中高一貫教育校等に対する県民ニーズの把握にも努めております。

併設型中高一貫教育校については、議員ご指摘のとおり、県立高校活性化の手段のひとつではありますが、同時に中学校入学段階で児童に進路選択を求める制度であること、さらには中学校へ児童を送り出す小学校の在り様にも影響を与えることから、引き続き慎重に検討をしていくことが必要であると考え



ております。

○特色ある学校づくりについて

・中高一貫教育の導入について

④過去に実施したアンケート調査の実施手法の検証について

教育長答弁

6点目、過去に実施したアンケート調査の実施手法の検証についてお答えします。

中高一貫教育に関するアンケートを実施するにあたり、対象の児童生徒及びその保護者には、6年間のゆとりある学校生活であること、高校入試がないこと、中学入学時に検査が必要であることなど、中高一貫教育校についての特徴を書面で提示しており、選択肢の設定も含めてアンケートの設計に大きな問題はなかったと認識しております。

また、調査結果の中で、議員ご指摘のとおり、小学校長や高校・特別支援学校長の半数以上が「必要・どちらかといえば必要」と回答しているものの、中学校長、小学校、中学校、高校の教頭、教諭の回答では「どちらかといえば必要ない・必要ない」が半数を超えている結果となっております。現場の職員の意見も拮抗しております。そのようなことを総合的に分析し、さらなる慎重な議論が必要であると判断したものでございます。

今後も、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じてアンケートを実施することを検討してまいります。

○特色ある学校づくりについて

・大学入学共通テストへの対応や考え方について

教育長答弁

最後に、大学入学共通テストへの対応や考え方について、お答えします。

国では、大学入学者選抜の改革を含む「高大接続改革」が進められており、現在の中学校3年生が大学受験を迎える平成32年度から、現在実施されている大学入試センター試験に代わり、大学入学共通テストが実施されます。大学入学共通テストでは、国語と数学で記述式の問題が導入されることや、英語で「話すこと」や「書くこと」を含めた4技能が問われることなどが示されています。

このため、県教育委員会では、昨年度から、「次期学習指導要領を見据えたカリキュラム開発事業」を実施し、新しい大学入試に関する研修会を行うなどして、大学入学共通テストに対応できる授業やテストなどの研究を進めています。また、「英語教育イノベーション戦略事業」において、オールイングリッシュによる授業など、4技能を育成するための英語教育について実践研究を行っています。

今後は、大学入試センターが行うプレテストの問題分析等を進めるとともに、これらの事業を通じて大学入学共通テストに適切に対応してまいりたいと考えております。

○澄川 寿之 議員（公明・岐阜市）

10月5日（木）

**○障がい者雇用について**

・事業主としての県、教育委員会、警察本部における障がい者雇用の取組み等について

②教育委員会における今後の取組みについて

**教育長答弁**

事業主としての教育委員会における障がい者雇用の今後の取組みについてお答えします。

教育委員会の取組みとしましては、これまで身体障がい者の方々を対象として教員や小中学校等事務職員の採用試験を実施し、正規職員の採用を行ってきました。このほか、事務等の補助業務を担っていただくため、各所属の雇員や県立学校の校務補助員に障がい者をパートタイムで雇用しております。

こうした取り組みの結果、今年度の雇用率は2.25%でありました。しかし、来年度以降の雇用率の引き上げにより、単純な試算では、17人分の不足が見込まれる状況です。

今後、既に障がい者を雇用している職場の取組事例を収集・整理し、各所属や県立学校に対して提供することにより、障がい者の方々に、より活躍していただけるよう、業務分担の見直しや職場環境づくりを進めていくことで、障がい者の雇用の拡大を図ってまいります。

**○県立学校における帰宅困難時の児童生徒への対応と教職員等に必要な物資の確保について**

**教育長答弁**

県立学校における帰宅困難時の児童生徒への対応と、教職員等に必要な物資の確保についてお答えします。

県立学校では、災害時には、安全が確認できるまで児童・生徒を学校に留め置き、確実に保護者に引き渡すこととしております。

その際、県立学校が避難所となれば、行政などからの支援が得られますが、避難所とならない場合には、学校が責任をもって対応しなければならないケースもございます。そのため、一定量の物資の備蓄が必要と考えております。

現状では、県立学校83校中25校で児童生徒の非常食を2、3日程度、保護者の理解を得て私費で確保しておりますが、その他の学校では1食分程度の確保にとどまっております。また、教職員の非常食についても、59校で全く考慮されておられません。

議員ご指摘のとおり、現在の備蓄状況は不十分であることから、至急、学校ごとに、毛布や簡易トイレなど学校として確保すべき物資も含めて必要量を精査し、保護者の理解を得ながら備蓄の体制づくりを進めてまいります。

○伊藤 正博 議員（県民・各務原市）

10月5日（木）

**○県内中学校、高校におけるキャリア教育の充実について**

**教育長答弁**

県内中学校、高校におけるキャリア教育の充実についてお答えします。

中学校や高等学校におけるキャリア教育では、地域や地元企業の協力を得て実施する職場体験やインターンシップ、職業講話などを通じ、生徒が社会における自らの役割や将来の生き方、働き方等について考えるとともに、学校における学習内容が将来の職業生活や進路選択に結び付くよう取り組んでおります。

新学習指導要領においても、キャリア教育の充実を図ることが示されています。また、議員御指摘のように、地域や社会との連携の下で、キャリア教育を進めることは、今後ますます必要になると考えております。このため、県教育委員会としては、例えば、地元企業や地域の産業界との連携を図った中長期のインターンシップなどの施策も新たに検討し、生徒が社会の変化に柔軟に対応するための力や意識を育むキャリア教育を一層充実してまいります。

教職員の研修については、大学教員、企業関係者等、幅広い分野の講師を招聘し、キャリアカウンセリングやキャリアサポートに関するより専門的な研修を実施してまいります。

○渡辺 嘉山 議員（県民・岐阜市）

10月5日（木）

**○郡上特別支援学校講師自死事案を受けた教育委員会事務局の体質改善について**

**教育長答弁**

郡上特別支援学校講師自死事案を受けた教育委員会事務局の体質改善についてお答えします。

教育長に就任して以来、教育委員会はもちろん、学校を含む教育界のいわゆる隠ぺい体質、閉鎖性を打破しようと、私なりにその改善に努めてきたつもりでしたが、力及ばず今日に至っていることは、はなはだ遺憾であります。

自死事案の全容解明には、いましばらくお時間を頂きたいと思いますが、長時間勤務やハラスメント等に起因する過労自殺、過労死の再発防止の徹底に向けて、出来ることから直ちに対策に着手するため、まず「働き方改革プラン2017」を策定したところです。

改革プランでは、ハラスメントや業務上の問題を進んで拾い上げる取組みとして、学校訪問による現場の教員との意見交換を始めたほか、所属を介さず

メール等により直接事務局に訴えることができる仕組みを整えたところであり、9月末までに寄せられた58事案は、全て副教育長をトップとする対策会議で協議・検討され、全て私にも報告されております。

今後、自死事案の徹底的な検証によって、組織が抱える課題を洗い出し、残された任期の中で、教育委員会の体質改善、組織改革に何らかの道筋をつけてまいりたいと考えております。

○国枝 慎太郎 議員（自民・揖斐郡）

10月5日（木）

**OPTAについて**

**・PTAを取り巻く諸課題について**

**①PTAのあり方及び活動内容について**

**教育長答弁**

PTAを取り巻く諸課題について、3点御質問がありました。

はじめに、1点目と2点目のPTAへの加入や活動内容の見直し等について、あわせてお答えします。

PTAは、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とした任意団体で、家庭、学校、地域の連携に重要な役割を果たしていただいていると認識しております。また、PTAの加入については、構成員である保護者と教職員が、活動の趣旨に賛同し、自主的に参加して運営されることが望ましいと考えております。

しかしながら、PTA活動を実践するに当たり、家庭の様々な事情から活動する時間が制約されたり、一部の保護者が過重な負担感を抱えていたりするということも伺っています。また、教職員の働き方改革の観点からも、各PTA団体においてその活動内容の見直し、保護者と教職員が共に持続可能な運営体制を検討していただくことが重要であると考えています。このため、県教育委員会としては、PTA団体からの求めに応じ、活動のスリム化の事例を提供するなどの支援を行ってまいります。

**OPTAについて**

**・PTAを取り巻く諸課題について**

**②PTA役員の活躍に対する認識について**

**教育長答弁**

3点目、PTA役員の活躍に対する認識についてお答えします。

PTA活動については、児童生徒のために誠心誠意取り組んでいただいていることについて、各PTA団体から伺っております。

以前、ある学校を訪問したとき、PTAが主体となって防災教育に取り組んでおられる様子を見聞いたしました。親子で一緒に通学路を歩いて危険箇所を確認し、親子でチェック表を作成するなど、教職員だけでは手が届かないところを助けていただいていることに感銘を受けました。また、毎年の要望懇談会

においても、PTA役員の皆様が日々、学校のため、子どもたちのために懸命に取り組んでおられるというお話を伺っております。このように、御多忙の中で献身的に活動をしていただいていることに改めて感謝申し上げます。

今後も保護者の皆様と教職員が互いに支え合いながら、無理のないPTA活動を目指していただき、子どもたちの健全育成に御尽力いただくことを期待しております。

## ○日本語指導が必要な児童生徒への教育について

### 教育長答弁

続いて、日本語指導が必要な児童生徒への教育についてお答えします。

議員御指摘のように、県内の外国人児童生徒数及び日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、また、散在傾向も顕著になっております。

これらの課題に対応するため、県では、母語を話すことができる外国人児童生徒適応指導員を今年度から2名増員し、外国人児童生徒の増加に対応するとともに、来日したばかりの児童生徒を対象にしたもの、進学・就職を控えた児童生徒を対象としたカリキュラムを作成しています。

今後は、外国人児童生徒の増加や散在の状況、各市町村のニーズ等を踏まえ、必要に応じて外国人児童生徒適応指導員等の増員を検討するとともに、日本語を習得途上にある児童生徒の日本語能力や学力を更に向上させるための新たな汎用性の高いカリキュラムの開発等を進めてまいります。

○恩田 佳幸 議員（無所属・山口市）

10月5日（木）

## ○県立高校の活性化について

### ・グループ2に属する高校の活性化の取組みについて

### 教育長答弁

県立高校の活性化について2点ご質問がありました。始めに、グループ2に属する高校の活性化の取組みについてお答えします。

今年度よりグループ2の高校のうち専門高校を除く6校に設置しております協議会では、県教育委員会からも出席し、地域と一体となって活性化策を議論し、実施しております。

各校の協議会においては、地元企業で年間を通して実習を行うデュアルシステムの導入や、医療・福祉など地域の進めるまちづくりの方向性にも応じた人材育成、大学の研究施設など地元の教育資源を活用した出前授業の実施など、地域の特性を高校活性化に生かす様々な提案がなされています。現在、各校では、これらの提案をうけて実施に向けた調整、準備に着手しているところです。

県教育委員会といたしましては、各協議会での議論や取組みが、さらに活発に行われるよう、引き続き支援してまいります。

## ○県立高校の活性化について

### ・山県高校の活性化の方向性と今後の見通しについて

#### 教育長答弁

次に、山県高校の活性化の方向性と今後の見通しについてお答えします。

山県高校では、他のグループ2の高校に先駆けて、昨年末より「山高MIRAI（みらい）プロジェクト」と名付けて、地元と連携した活性化の議論を始めており、今年3月には、山県市より山県高校の活性化策に関する提言をいただいております。

具体的には、地元産業を担う人材の育成を目指し、今まで山県高校では学ぶことができなかったものづくりの分野の学習が可能となる学科改編を求める内容であり、今年度の活性化協議会においても、その実現に向けた具体的な議論が深まっております。

県教育委員会では、山県高校を含めた、活性化に向けた協議が進み、方向性が定まりつつある高校については、具体的な学科改編等について、学校とともに検討しているところです。

そうした高校については、今後さらに詳細な検討を進めた上で、現在の中学2年生が受検する平成31年度入試における学科改編等を、来年の春に決定し、発表したいと考えております。

○太田 維久 議員（県民・岐阜市）

10月6日（金）

## ○がん対策について

### ・学校におけるがん教育の取組みについて

#### 教育長答弁

学校におけるがん教育の取組みについてお答えします。

県教育委員会では、来年度、指導に当たる教員が、がんに関する科学的根拠に基づいた知識を深めるために、がんの専門家を講師とする研修会を各圏域で開催する計画を立てております。

また、医師やがん患者、がん経験者などが参画する協議会を立ち上げ、すでに中学校や高等学校でがん教育を実施している学校の実践を参考にしながら、効果的な保健体育の授業モデル及び指導参考資料を作成いたします。それらを協力校で試行的に実施し、よりよい授業モデルに改善を図ったうえで、保健体育の教員を対象とした研修会などで周知いたします。

さらに、健康福祉部や県医師会などに協力を求めながら、授業で活用できる適切な講師のリサーチと地域別のリストを作成し、がん教育を円滑に実施できるよう支援することで、学校や教員の負担を軽減したいと考えております。

## ○教職員の働き方改革と教育委員会のマネジメントについて

### ・働き方改革モデル事業の今後の展開について

#### 教育長答弁

続いて、教職員の働き方改革と教育委員会のマネジメントについて、3点ご質問がありました。

はじめに、働き方改革モデル事業の今後の展開についてお答えします。

本年度、モデル事業としまして北方町内の全小中学校4校に、教員業務アシスタントを1名ずつ配置し、教材の印刷や給食配膳など教員の業務補助を担当しております。

8月末に行った中間の検証では、業務の縮減により「子どもと向き合う時間が増えた。」「教材研究にあてる時間が増えた。」と一定の効果があるものの、「勤務時間の短縮は進んでいない。」という指摘もあり、教員の意識改革が課題として挙げられました。

県教育委員会としましては、ICTを活用して授業教材や文書の共有化を進めるなど、業務量の削減策を示すとともに、小中学校のモデル地域を岐阜地区以外にも拡大するよう検討してまいります。

また、県立学校にも範囲を広げ、生徒数の多い大規模校での部活動支援、教員数の少ない小規模校でのデータ入力や会計業務支援、特別支援学校でのバス添乗や給食配膳の補助など、各校の多忙化の主な要因となっている業務への対策を検討してまいります。

#### ○教職員の働き方改革と教育委員会のマネジメントについて

- ・郡上特別支援学校講師の公務災害認定事案に係る対応について
- ①重大事案が発生した場合の危機管理体制の改善について

#### 教育長答弁

次に、重大事案が発生した場合の危機管理体制の改善についてお答えします。

これまで学校や事務局における重大な事件・事故や、不祥事案、業務上の問題などが発生したときには、速やかな報告を求めてきたところです。しかしながら、郡上特別支援学校事案では、様々な局面で職員が状況認識や判断を誤り、必要な調査や報告・協議がされなかった点、また、決裁による意思決定や文書の管理の面でも問題とすべき点が多々あり、現在、副教育長が責任者となって徹底した調査を行っているところです。

この事案を教訓として、まずは「報告を適切に行わないことは即ち隠ぺいに当たる」という意識を全ての教職員が持つ必要があります。このため、私としましては事務局の管理職や学校長等に対して厳しく意識改革を説いているところであります。また、問題が生じたときに職員が上司を経由せずに直接事務局に訴えることができる仕組みも整えたところです。

昨日の渡辺議員の質問でも答弁いたしたとおり、この事案の徹底的な検証によって、教育委員会の組織が抱える課題を洗い出し、重大事案の連絡体制を含めた教育委員会の体質改善、組織改革を断行していく決意を新たにいたしました。

**○教職員の働き方改革と教育委員会のマネージメントについて**  
・郡上特別支援学校講師の公務災害認定事案に係る対応について  
**②当該事案の第三者調査の進め方について**

**教育長答弁**

最後に、当該事案の第三者調査の進め方についてお答えします。

今後、教職員の自死案件、自死事案が発生した場合には、第三者委員会を設置して調査を行うことを検討すると申し上げました。しかし、本事案の調査については、我々が調査に着手する以前に、地方公務員災害補償基金が男性講師の労働実態や職場の支援体制、上司との関係などを任命権者ではない立場で調査し、男性講師に対する職場の支援体制が十分でなかったことや上司には不適切な言動があったことなどが既に明らかになっております。そこで、基金の調査結果を改めて確認するため、まずは教職員課が学校関係者に対して調査を行い、さらに教育総務課が再確認のための調査をしているところです。

また、本事案発生後の対応については、学校から教職員課や事務局幹部までの報告・協議の体制のどこに問題があったかを、現在、副教育長が責任者となり、教育総務課が中心となって調査しております。

厳正かつ客観的な調査を行うため、県顧問弁護士に相談し、専門的な助言を受けているほか、知事部局の人事や法令担当の部署の協力も得ながら進めております。

事案発生から4年以上も経っていることで、ご遺族には誠に申し訳ありませんが、全容の解明まで、今しばらくの時間をいただきたいと存じます。

**再質問**

**○教職員の働き方改革と教育委員会のマネージメントについて**

**教育長答弁**

再質問にお答えさせていただきます。

先ほど述べさせていただきましたとおり、現在この事案に関する文書の保管状況、あるいは決裁の仕方等々についても、厳密に調査を行っているところでありますので、その結果を見てからですね、きちんとした今後の対応策をなしていきたいと思っております。

10年かかってできなかったことが、これから数か月でできるものかというお気持ちもあると思いますが、私としては残された期間の中で力の限りやっていく所存でございます。

○布俣 正也 議員（自民・飛騨市）

10月6日（金）

**○教員の多忙化問題について**

・教育支援員の増員及び教員OBの活用について



#### 教育長答弁

教員の多忙化問題について、3点ご質問がありました。

はじめに、教育支援員の増員及び教員OBの活用についてお答えします。

現在、小中学校に勤める教育支援員は、各市町村の負担により任命され、特別支援学級や個別に支援が必要な児童生徒に寄り添って支援をしていただいております。

教育支援員の増員は、教員の業務軽減にもつながり、教員の働き方改革にも一定の役割を果たすものと考えております。また、教員OBの活用により小学校英語などの専門教科での指導や個別指導等はもちろん、経験を生かして若手教員への助言や支援にも力を発揮していただけることが期待できます。

県教育委員会としましては、「教職員の働き方改革プラン」の取組を市町村教育委員会にも促しており、小中学校の教育支援員について、専門性を生かした児童生徒への指導事例や業務改善につながる効果的な事例等を集約して有用性を啓発し、教育支援員の増員や教員OBの活用を市町村教育委員会に促してまいります。

#### ○教員の多忙化問題について

##### ・職員研修におけるテレビ会議システムの活用について

#### 教育長答弁

次に、職員研修におけるテレビ会議システムの活用についてお答えします。

今年度に実施する主な研修講座は、小規模・選択制の講座を除き73講座あり、そのうち8講座にテレビ会議システムを導入し、受講者の移動や旅費負担の軽減を図っています。

しかし、会場となる教育事務所に、その都度システムの搬入が必要で、システムの設定に専門的な知識を要するなどのため、例えば飛騨地区の場合、システムを活用した講座の受講者は全受講者の12%に留まっております。

このため、今年度中にシステムの設定を各会場の担当者が行えるようにし、講座内容について、システムの導入が可能な部分を、再編・集約します。これにより、来年度から23講座をテレビ会議システムにより実施する予定です。今後も、システムを活用し教員の負担軽減に努めてまいります。

#### ○教員の多忙化問題について

##### ・教員の業務削減の取組みについて

#### 教育長答弁

最後に、教員の業務削減の取組みについてお答えします。

「教職員の働き方改革プラン」では、例えば県教育委員会による学校訪問の実施回数の縮減や事前準備の大幅な簡素化等を行うとともに、各学校現場においても会議回数の縮減や学校行事の精選、資料の簡素化と複数年活用、教員間

での教材の共同利用等の、業務削減の取組みを進めることとしております。

そして、こうした現場での削減実績を優良事例集として取りまとめることで、教員全体への意識改革も促しながら、学校間への波及を図ってまいります。このほか、働き方改革を周知するリーフレットの作成等により、保護者や地域の理解を得ながら、部活動について休養日の導入・定着を促していくほか、緊急時を除く時間外の保護者からの電話対応や見守り等の課外活動などについても負担軽減を図ってまいりたいと考えております。